

美里町行政改革推進委員会  
平成25年度第4回会議録

平成25年11月22日(金)

美 里 町

美里町行政改革推進委員会 平成25年度第4回会議録

---

開催日時 平成25年11月22日(金)午後1時30分～午後3時48分

開催場所 美里町役場本庁舎3階 会議室

---

出席委員(7人)

小田嶋稔委員、忽那香菜子委員、佐々木敬子委員、清水五郎委員、  
千葉敬記委員、松田政治委員、松本啓委員

欠席委員(1人)

荒川繁委員

---

事務局(3人) 佐々木守(総務課長)、高橋章一(課長補佐)、日野 剛(係長)

---

会議傍聴者 2人

---

次第

1. 開会(13:30)

2. 報告

(1) 平成25年度第3回美里町行政改革推進委員会会議録について

(2) 平成25年度第3回美里町行政改革推進委員会議事に関する追加資料について

3. 議事

(1) 平成25年度行政改革の取組内容全般の確認について

(2) 次回の会議開催について

(3) その他

4. 閉会(15:48)

資料名

・資料 第2次行政改革大綱 平成25年度実施計画書一覧表【配布済】

・資料 平成25年度第3回美里町行政改革推進委員会議事に関する追加資料

**松本議長**：定刻になりました。荒川委員さんがまだ来ておりませんが、第4回美里町行政改革推進委員会を始めたいと思います。本日は、お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。資料等は、お手元にありますか。次第のほかに、前回、補足資料の提出を求めておりましたので、かなりの資料があります。手短に事務局から説明していただきます。

**事務局（高橋課長補佐）**：それでは、事務局から御説明させていただきます。まず、本日の次第のほかに朱書した会議録の一部を配布しております。会議録の確認を事前をお願いしておりましたが、内容ではなく表現方法で分かりにくい箇所をこのように直したら良いのではないかと、アドバイスをいただいた箇所があり修正したものです。内容について御確認いただき、承認いただけるのであれば、修正した内容の会議録に御署名いただきたいと思います。

次に、前回の会議の際に求められた資料の配布です。黒いクリップで止めている資料ですが、大きく3つございます。1つ目が時間外勤務手当及び職員定数等に係る人件費に関する資料になります。2つ目が病院の取組に関する概要、3つ目が自治基本条例の制定と運用、協働の取組についてです。自治基本条例及び協働に関する資料は、5つ用意しております。資料1として平成22年度に総務省から公表されております協働事例、資料2として宮城県の柴田町で取り組んだ協働に関する基本条例のガイド版及び基本条例に基づくまちづくりの取組状況について、資料3としてニセコ町のまちづくり基本条例の定義、資料4として住民自治基本条例制定自治体の一覧表、最後に、資料5として宮城県が平成24年11月に公表している県内市町村のNPOとの協働状況についてです。以上、よろしくをお願いします。

**松本議長**：今、お話しいただいた内容は次第の報告についてです。特に、御意見等がなければ議事に進みたいと思います。よろしいでしょうか。それでは、今回は、事務局に事前に話して今までと違ってホワイトボードも用意しております。これまで口頭での話し合いが多かったですが、今回は、取組について大きく分けて7項目あり、個々の取組項目で42項目あることから意見を取りまとめる上で事務局に用意していただいたものです。前回の会議では、委員皆さんから重点項目や重要な取組について取りまとめていこうという意見と、一つひとつの取組項目について全体的に再確認を行った方が良いのではないかと、という2つの意見がありました。事務局ともこれまでの委員会で出された意見内容を確認しましたが、実施計画に記載する委員会のコメント欄について、全体的に再確認する必要があると考えております。一つの取組項目が他の取組項目とリンクすることも多くあると思いますので、一つひとつ確認していきたいと思います。もちろん、時間のない中での取組ではありますが、活発に意見を出し合い、多くの取組項目に対して意見を出していきたいです。また、最初にお断りしますが、本日、すべての取組項目を議論する時間等はないことから、議論を打ち切るわけではありませんが、本日、議論できなかった取組項目等については、前回の会議の際にお渡ししている実施計画書のコメント欄等を活用し記載いただき、その内容を12月中に事務局に提出いただくことで、委員皆さんの意見を集約したいと考えております。本日の会議は、委員皆さんで議論することで、提出いただく取組項目に対する委員皆さんの意見を提出いただく際の手始めのつかみが分かるような会議

にしたいと思いますので、よろしく申し上げます。もちろん、議論した取組項目についても家に帰ったら言い忘れたことが出てきた場合、コメント欄に箇条書で記入いただければと思います。

それでは、会議を進める上で議論する取組項目が42項目あることから、テーマがあっちに行ったりこっちに来たりすると時間のロスも多いので、実施計画書の1枚目から順に、2枚目、3枚目という風に進めていきたいと思います。もちろん、取組項目の中には、ほかの取組項目とリンクする取組や特に意見がない取組項目もあると思います。分からないところがありましたら御質問を承ります。忽那委員さんは、前回、全部のことについて意見を確認した方が良いのではないかとのお意見でしたね。

**忽那委員**：そうですが、今日、今後の取組を考慮すると時間がないですね。

**松本議長**：時間はないですが、各取組項目の議論が他の取組項目にリンクするでしょう。2項目について議論をしてみたらリンクする項目が多く、結果として議論した取組項目が複数の項目になっている場合もあれば、20項目の取組についてしか議論できないことになるかもしれません。

しかし、これまで、このような取組方法で検討をしてこなかった。以前、民主党でやった仕分けのような形で活発に意見を出せる方法は何かないかと考えたところです。

**清水委員**：資料は、まとめていただいて、すごく見やすくなっています。全体の取組項目について見せていただきました。取組項目には番号が付いているのですが、一つの項目に対して関連した取組として枝番になっている項目がありますし、取組内容がリンクしている項目もあることから、一つの取組項目にコメントをまとめると、ほかの取組項目にも当てはまるように思いました。そうすると、意見を出す取組項目は、実施計画書の番号ほど数的には多くはないと思います。

**松田委員**：取組項目1番から始めたらどうですか。

**松本議長**：そうですね。それでは、始めたいと思います。

**松田委員**：年間のホームページのアクセス数が少ないですね。何とかならないか。カウント数は、ホームページ上に出ていないのですか。また、スマートフォンからもアクセスできるのですか。

**事務局(高橋課長補佐)**：カウント数は表示しておりません。スマートフォンについては、アクセスしやすいように、表示環境を改善しています。

**松田委員**：広報紙で広告が出ていますが、年間契約ですか。

**事務局(佐々木課長)**：月単位の契約です。

**松田委員**：ページ数は決まっていて、出したくても出せないということですか。

**事務局(佐々木課長)**：広告掲載要望が多くあった場合、あったなりにある程度紙面を調整することも可能ですが、掲載場所、枠組の大きさによって単価が違います。

**松田委員**：以前、広告掲載について話しをしましたが、年単位で広告料を貰った方が良いかもしれないし、ページ数が多くなれば、それだけ広告料も増えるのではないのでしょうか。

**松本議長**：掲載場所によって価格が違うということですか。

**事務局(佐々木課長)**：基本的に大きな差はなく、だいたい同じです。

**松田委員**：町のホームページの閲覧者数を増やすためには、情報掲載容量を大きくし、町のホームページなら町のことを何でも見られて、何でも分かると言われるような迅速な情報掲載に努め、そのような取組から広告掲載価値を高める必要があるのではないのでしょうか。

**松本議長**：そうですね。ネットの時代ですからね。

**松田委員**：せっかくここまで整備してきたのですから、情報量と迅速性から価値を高めることを考えるといいと思います。

**松本議長**：次のアクションを考えたら、どうですかということですね。

**松田委員**：1番に対しての私の意見は以上ですから、ほかの皆さんの意見を聞いて、次へ進んでください。

**小田嶋委員**：1番ですが、取組としてはホームページについて記載されていますが、まず、住民の目線に立った情報の公表についてです。大変重要なことがたくさん表現されています。

しかし、残念ながらこういうことが口先だけで終わっているのではないかと思います。実は、前回の会議が終わった後に美里町が訴えられて負けたということがありました。そのことについて、区長会で説明してもらえないかと町に意見を出しましたが、取り上げていただけませんでした。区長会の議題に馴染む又は馴染まないということもあるでしょうが、それ以前に、積極的に情報を発信するという町の姿勢もあるはずで、そうしますと、本来、私がどうこう言う前に、こういうことが係争中ですよ、という説明があっただけだと思えます。新聞にも掲載されたことで皆さんは御存知だと思いますが、私の周りの人たちや区長は、誰も知らなかったのです。知らないことを無理やり知らせることもないという考え方も成り立つのかと思いますが、これは重要な問題です。職員のモラルの向上とか住民目線に立った取組とか、すべての取組項目に関係してくるのではないのでしょうか。こんなに一生懸命に取り組んでも、課のトップがこんなことをしている状況では、一体、行政改革推進会議というのは何なのか、と非常に疑問に感じました。私もある方から声を掛けられるまでは、全然知らなかったのです。実は、こういうことがあったよと教えられて説明会があるから聞いてみたらと言われ、行ってみたらとんでもない内容でした。その問題について、議会にも説明されていますね。日時は忘れてしまいましたが、11月12日だったか議会に説明があったようです。その際の町の説明について私が知っている内容は、伝聞ですので間違っているかもしれませんが、町として特別反省をしている内容ではなかったと聞いております。本当に、このように一生懸命やっていて虚しい感じがします。

町のホームページの容量を増やすという話については、確かに以前の委員会でも話題となり、すったもんだしたという話を耳にしたことがあります。どういうことか調べようと思ったのですが、町のホームページには載っていませんでした。そういうこともあるので、調べようとしたことがすぐに調べられるようになってほしいと思いました。

**松本議長**：今、言われたことはいずみだ企画の件だと思いますが、それについて、町が完全に負けた判決です。小田嶋委員さんがおっしゃったのは、公の場で争っているものについて、分からない人が多いのだから皆さんに分かるように公表したらいかがですかと、

次に、開かれた行政という言葉に対して疑心暗鬼になっているということ。最後に、今回の町の対応が、今後、教訓として活かされる術があるのかという3つでよろしいですか。ちなみに、このようになった主な原因は、当時の及川課長補佐の職員としてのモラルが欠如していたことと司法ではっきり指摘されているようです。

**小田嶋委員**：要約していただき助かります。

**松田委員**：今のお話しは、非常に重く大きな問題なので、最後に議論できればと思っていました。小田嶋委員さんの気持ちは非常に良く分かりますが、課長にコメントをいただいて、後で、議論しましょう。あまりにもテーマが大きいです。どうでしょうか。町のあり方、姿勢についてお聞きしたいと思います。

**事務局（佐々木課長）**：裁判のことですが、判決内容は、損害賠償金17万2,200円の支払いを求められたこと、裁判費用は被告側10%、原告側90%、裁判が係争中でも仮執行できるという3点です。判決理由はそれぞれありまして、職員の品位の問題、行政指導が違法だと判決理由の中で述べられています。それについては、11月12日の議会の全員協議会で御説明申し上げ、町として再発防止策を4点挙げて反省をして取り組むとしています。

**千葉委員**：今の課長の話しと今日の行革の話しとは別であると思います。取組項目の1番に関しては、人によって知りたい情報は違うので、パーフェクトに町のホームページに情報を掲載するのは現実的ではないでしょう。実施計画の取組項目の目的及び目標に掲載情報のルール化と書いてあります。何を町のホームページに載せるのか、何を広報紙で伝えるのかを町でルール化しておけば、もめることもないでしょう。その辺について、今後、どうするのか、どのような形で分かりやすく展開していくのかを具体的に検討してもらえば、我々委員は、その検討内容及び取組成果について確認し、意見を出しながら改善を求めていくものではないでしょうか。

**松田委員**：今回の訴訟の件は行革として、見過ごすわけにはいかない。行革の立場からしっかりやってほしいが、今は時間がないので、この問題は別個でやるとして、2番の取組項目に進みませんか。

**松本議長**：間違いなく、いずれやりますから。

**小田嶋委員**：私としては、前に進むのが空しい気がします。

**松本議長**：そんなことは、ないですよ。それでは、2番目の取組項目について。

**松田委員**：会議の10日前には町のホームページに掲載してほしいですね。行革以外でどのような会議があるのですか。全部でどれぐらいの会議があるのですか。行革と教育委員会くらいしか載っていないような感じですよ。

**事務局（高橋課長補佐）**：会議の開催案内については、基本的に掲載しています。また、取組内容欄にも記載しているとおり、附属機関の会議録を掲載する準備を進めています。そのほかに、農業委員会や選挙管理委員会のような行政委員会関係のページ作成に取り組んでいます。

**松本議長**：3番目、パブリックコメントについてです。

**松田委員**：パブリックコメントの期間の延長、コメントの様式の簡潔化、コメントの基になる計画書の提供等について改善したことは、大変良いことだと思います。

**小田嶋委員**：コメントが公表されているものは前年度のものですね。今年度、新しく公表されていませんよね。パブリックコメントに寄せられた意見への回答がまとまったら、すぐにでも公表してもらいたいです。特に、町のホームページに掲載されれば、このような意見が寄せられたというのが、すぐに分かると思います。

**松本議長**：すぐにでも公表してほしいということですね。次、4番目、清水委員さんお願いします。

**清水委員**：各種委員会の平成24年度の実績として、情報公開、個人情報、行政改革、学校教育環境等各種委員会の実績の記載がありますが、まず、委員数について人数をどのような基準で決めているか分かりかねるのですが、少ない委員会だと3人と記載があります。例えば、偶数の定数として半数を公募にして住民参加機会を増やすのはどうかというのが私の意見です。ですから、目標値が30%となっていますが、50%くらい。それから、委員会によって、人数が多い委員会もあるようです。学校や介護に関する委員会の委員定数は多いようですから、ほかの委員会もそういった見直しを行ってほしいと思います。

**松本議長**：要約すると対象内容が良く分からないということと、例えば、人数割合を30%から50%あるいは100%と増加をお願いしたいということですね。

**清水委員**：選任委員数の半分は推薦に、残りの半分は町民にしていきたいと思います。ただし、公募といっても委員会によっては、希望されない町民の方もいるかと思いますが、可能な限り、そういう方向にしていきたいと思いますと思っています。

**松田委員**：公募の積極的な導入とありますから、原則的に、すべて公募にするくらいの積極性が欲しいです。応募者が定数をオーバーしたら抽選にし、定数に満たないときは推薦により選任する。今は、逆ですよ。少なくとも意見がある人が応募するわけですから、公募による委員数が多い方が委員会で活発に議論されると思います。急激に公募の取組を見直すわけにもいかないでしょうから、公募委員の割合について50%くらいという意見もありましたね。行革委員会は、公募委員の割合が50%になっていますが、その他の公募による委員の構成割合の低い委員会でも応募者数が多く、選任されない町民がいるわけですから、私は、これまで推薦により選任していた選任基準の委員も、まず、公募するくらいで良いと思うのです。

**千葉委員**：公募及び推薦により委員を選ぶのは、私の推測ですが、公募委員枠だけにとすると応募者が偏ってしまう可能性もあるからではないかと思っています。いろいろな分野の方を選任したいという考えがあるのだと思います。そのため、推薦と公募による方法で委員を選任していると思うので、清水委員さんが言われたとおり、委員の構成を半々くらいとし、応募者がいなかった情報公開の委員会のような場合には、応募者ゼロと公表し、推薦により対応すれば良いのではないのでしょうか。私も、基本的には50対50くらいだと良いのではないかと思います。

**清水委員**：私が半々といったのは、その裏には、ある程度、専門的な内容を審議する委員会については、一般的に知識を有する人が少ないでしょうから、ある程度知識を持った人、知識はないが考えを持っている人で委員の構成がバランス良くなるのではないかと思います。

**松田委員**：そんなことはないですよ。公募と推薦について議論が少し違うことになっている気がします。現在、推薦している選任基準の委員も、まず、公募から始めればいいのではないですか。50%という数字の意味は、委員の公募により積極的に住民の参加機会を増やしたいのであれば、30%としている目標を将来的には50%にするという意味です。と言うのも、以前、推薦委員の構成が多い委員会で、非常に委員の発言が少なくて委員会の会議が終わっていたようです。今の行革委員会のような活発な議論は、恐らくなかったのだと思います。

**松本議長**：清水委員さんが、さっき言われたのは30%から50%へと段階的に公募割合を上げるとのことですか。50%に固執するのではなく70%になっても100%になっても良いということですね。

**清水委員**：要するに、委員会が活発になれば良いわけです。

**松本議長**：松田委員さんと清水委員さんは、同じような意見ですね。

**清水委員**：明日から取り組むということではなく、段階的に取組ながら委員会での議論が活発になり、その結果が委員会から町に提出されれば良いということです。

**松本議長**：要約すると、委員会の議論が活発になるには30%から50%、ゆくゆくは100%というものがあって、委員会の議論の活発を目指すためには、いずれ、50%が良いだろうということですね。では、次に進みます。4番の2についてです。

**松田委員**：4番の2、男女共同参画ですね。男女平等、男女参画にはものすごい問題を含んでいると思います。発祥の地のイギリスでは、取組が完全にひっくり返っています。アメリカでは、家庭崩壊の要因として考えられているようです。日本では、男女共同参画を推進していますが、反平等に関する本も出版されていますし、男女平等バカという本も出版されています。その本を読みますと、私たちが気付かない背景や考え方がたくさんあります。例えば、課長職の構成も3割の女性を登用するとか、いろいろな問題が生じると思います。この問題は、テーマが大きすぎて議論するだけでも2、3時間要してしまいますから、こういう取組は、少しトーンダウンしても良いと思います。女性も積極的な方が増えていますが、積極的ではない方もいる中で、目標を掲げると、どうしても3割の方を女性にしなければならないということになってしまいます。この項目の取組は推進しなくても、何年かしたら、いずれ、それが当たり前の時代が来ると思います。

**松本議長**：要は、女性の登用は必要であるが、時代の流れがそのような方向にあり、行革として積極的に取り組まなくても良いということですね。

**忽那委員**：私は男女参画の懇話会に入っているのですが、だからと言ってすべてについて女性を半分にしろとか、能力だって男女同じ能力だとは思っているわけではないので、そういうことではなくて、女性を入れることですごく良くなることもあるので、努力事項でいいのではないですか。何でもかんでも半分にしろとかではなくて、能力のない人まで無理やり登用して良いものかというのがありますよね。出たい人は積極的に出ますが、出たくない女性の立場もありますし、出たくないのに無理やり登用するのともうかと思いません。

**松田委員**：この取組項目自体をなくしても良いと思います。

**松本議長**：自由に参画できる格好であると良いですね。



**千葉委員**：能力の問題ではないと思います。世の中には、男性と女性がいて女性の方の人数が多いわけですが、どうしても、このような会議があると参加や意見を言うことを女性の方は控える傾向にあると思います。そのため、どうしても男性中心の意見が主流になってしまいます。それで良いのかというと、女性が半分以上いるわけですから、男性だけで決めてしまうのではなく女性の意見も聞いてまとめていくことが、公平なのだと思います。無理やり目標達成のために参加するというわけではなく、例えば、この行革委員会も30%に達していないですね。目標を定めて進めていくことで、30%になる場合とそうでない場合があります。やはり、目標を作って進めていかないと、どうしても偏りがでてしまい、本来、公平であるべき行政の視点から離れてしまう場合もあると思います。

**松田委員**：目標を決めてしまったために、目標を達成しようという力が強くなりすぎて、行き過ぎた取組にならないようにしなければなりません。千葉委員さんが言われていることは、そのとおりですね。確かに、日本には昔からそういう風土があって、見直すべきことですが、現在、無理にでも推進しようという風潮になっているから、自然な取組が良いのではないかと思ったところです。女性の参画比率を上げるために、国では多くの予算を使っているようです。だから、この取組については、特に、力を入れて取り組むというよりも、先ほど、小田嶋委員さんが言われたような項目に取り組むことについて力を注いでくださいということです。

**小田嶋委員**：目標を掲げてという話ですが、この行革委員会に女性の方で手を挙げられた方はいたのでしょうか。

**松本議長**：いないようです。

**小田嶋委員**：そうすると割合はでてこないですね。もう一つは、職種、例えば、建設業だと女性が向きなのか不向きなのかという問題もあるので、私は、松田委員さんが言われた感じで良いと思います。そして、出された意見は、尊重していかなければならないと思います。

**松本議長**：そういう土壤が必要だということですね。佐々木委員さん、男女参画に関して一言いただきたいのですが、なければ、次に進みたいと思います。

**佐々木委員**：男女参画ではなく、会議の流れについて何点か確認したいのですが、今まで3回会議を開催し、重点項目を中心に議論した行革委員会での意見が実施計画書の右端の欄に記載されています。これまで、せっかく良い意見が出ているのに、また最初から進めているような感じがします。これまで行った貴重な3回の会議の意見について、今後、委員会でもう少し踏み込んだ議論をして、平成25年度の行革委員会として、ここまで町の取組レベルを上げなさいとか具体的な意見を出す方が良いのではないのでしょうか。取組項目の最後の方の職員のスキル等は、とても良いところを突いているわけです。そのことに踏み込んで議論した方が良いのではないのでしょうか。これまで、42項目について基本的には議論したと思っていたので。

**松本議長**：その件につきましては、冒頭でお話ししたとおり、意見がない項目もあるでしょうが、議論できていない項目もあるので、最終の確認として聞かなくてはならないと思っています。

**佐々木委員**：これまでの委員皆さんの意見について、3月までに、より具体的な方向性

を出していきたいと思っていました。例えば、総務課に対して私たちから意見を出し、こうしてくださいと意見を出すのは良いですが、総務課だけにテーマが偏り過ぎてても良くないでしょうし、そのようなバランスも取って、年度内に各課できちんと内容を揉んでいた回答を委員会に対して、うちの課としてはこのように課員に対して取組又は教育を行いました。というところまでを一つの区切りとして実施した方が良いと最初は思っていました。でも、皆さんで一つひとつの取組項目を確認することとして進んでいるので、来年は、この中からテーマを絞って取組を推進するために検討する課題を決めて進めていけたら良いと思います。

**松田委員**：そのためにも実施計画書の委員会のコメント欄が空白になっていると何もなかったと捉えられてしまうこともあるでしょうから、まず、再点検をして気が付いたことを発言してもらい、進めているわけですね。

**松本議長**：それでは、5番について意見をお願いします。

**松田委員**：監査委員というのは誰がなっていて、誰が選任しているのですか。

**松本議長**：監査委員の任命ですね。

**事務局（佐々木課長）**：監査委員は、議会から議員1人と現在は、税理士の中鉢先生の2人で、町長が任命しています。

**松田委員**：テーマが大きい問題ですね。

**松本議長**：公認会計士の方をお願いするというのはどうでしょうか。

**事務局（佐々木課長）**：これまでは、税理士の方をお願いしておりましたが、公認会計士の方で、もちろん構いません。

**松本議長**：一般的に、税理士は税を納めることですから、前向きな戦略を考えるなら公認会計士の方が適任ではないかと思えます。該当者がいないのであればともかく、いらっしゃるのであれば公認会計士の資格を有している方をお願いしてはと思います。

**松本議長**：御意見がなければ、6番目、行政相談の強化、充実についてです。

**松田委員**：前回は議論しましたが、国の行政相談員に任せるのではなく、苦情相談の窓口のようなものを一元化して設置する。そういった取組から裁判で起きたようなことも防ぐことが可能になると思えます。裁判の件に関しては、町民として腹立たしいというか、役場は何をやっているのだと、役場の課のトップがそのような対応で良いのかと蹴っ飛ばしてやりたい。そういう職員が職場で指導だのエチケットだの言っても直るのかと思いません。小田嶋委員さんと同じで、私もいろいろ考えたけれど、やはり、行政相談の強化及び充実のために、窓口を一つにし、できれば地域を知る人が窓口で対応する必要がありますね。

**松本議長**：小田嶋委員さんは、同じような意見ですか。何かありますか。

**小田嶋委員**：行政相談員については、住民の視点を持つことが望ましいですが、ある人が言っていたのですが、あまり効果がないのでは、という話を聞いたことがありました。

**松本議長**：相談者がいないということですか。

**松田委員**：住民の視点に立って物事が考えられるような専門的な方が望ましいですね。

**松本議長**：小田嶋委員さんがおっしゃったことと同じですね。

**松田委員**：民間企業の相談室があるでしょう。ガス抜きになっている。裁判で争うこと

になる前に、收拾することも多いでしょう。受け答えができる応用力がある人が対応しているようですね。

**松本議長**：訴訟になるまでのクッション剤みたいなものですね。

**松田委員**：訴訟になるようなことは起こさない。企業でも必ず苦情が寄せられますが、苦情は情報としてありがたいと思える意識改革が必要です。そういう考えがないですよね。情報としてありがたいと職員が思うのであれば、苦情の申出者も自分の苦情が町の将来のためになっていると思えることで気持ちも収まりますよ。間違いについては、きちんと、すみませんでしたとお詫びし、改善する取組をしていければ役場へのすごい信頼に繋がりますよ。

**松本議長**：かなり重要な問題です。松田委員さんがおっしゃったのは、なにもかも訴訟にしなくても良いのではないか。その前の段階で、例えば、調停員のような存在があれば対応することができたのではないか。町でも、苦情が大きな問題になる前に小さなやけどで済ませることができた部分があったはずですよ。職員がいないからではなく、適任者が適材適所で配置されていないと思います。このことについては、清水委員さんも意見があると思うのですが、どうですか。

**清水委員**：このことについては、前回の会議でだいぶ議論しましたね。要は、窓口を一本化しないと、各課による対応で終わっている可能性があります。窓口を一本化し、行政相談室のようなものを設けて、そこから回答を出す。情報が一本化されていないから、ある課で答えたのが他課で分からなかったとか、バラバラの対応では駄目だということです。情報の受付も回答も一か所で対応する取組が必要だと思いますね。

**松本議長**：専門的に対応できるような職員も必要だということですね。

**佐々木委員**：そもそも苦情の受付に対して、組織が存在しているのです。口頭で受け答えはすると思いますが、その結果の情報にも取り扱うランクがあると思うのです。一刻を争うものと、ちょっと時間を要しても問題のないもの、軽微なものについてどのように分類するか。これからの改善になると思いますが、例えば、受付窓口に来た佐々木敬子が、このような理由で役場に来て、こういった意見を出したとした場合、対応を判断すべき職員がいるわけですよ。水道事業所なら水道の課長、この件に関しては、町長の閲覧は要らないとか。書類のルートを確認しておかないと、受け付けします、又は意見は聴きまずでは、その担当職員のところで情報が止まっているだけになります。書類を残し、情報を集めないと、どのような苦情が多いのかが見えてこないです。何課に対する苦情なのか、総務課に対する苦情が多いのか、基本的にそういった分析から問題を明確にしていく必要があります。苦情が多いとよく聞きますが、何の苦情が多いのかということをしきりと受け付けて分類する必要があります。緊急を要するもの、費用が掛かるもの、人命に関わるもの等に分類し、報告する紙の色を別にします。例えば、人命にかかわる緊急なことは、赤色の紙を利用し、目視で緊急性を識別できるようにする。そのような区分があった方が、報告を受けた方も指示を出し易いのではないかと思います。いろいろな業務を持っている中で、苦情が良く見えてこない。たくさん苦情が寄せられているのは分かるが、何が問題であるかが良く分からないのでは、いけないと思います。

**松本議長**：苦情という情報の選別、分類のための十分なフィルター機能がなかった。

対応も特別に知識を持たない職員が行っていると時間が掛かり、的を射た返答ができなかったということがありますね。

**佐々木委員**：通常、3日以内に必ず返事をしなさいとか、5日以内とかあると思うが、今は、恐らく何日以内に実施しなさいという基準がないのだと思います。

**松本議長**：苦情の選別や分類に知識がない、適材適所に欠けていた部分があった、問題が大きかったなど千差万別でしょうが、組織的な管理体制ができていなかったことから、今後、やっていったらいかがですかということですね。

**佐々木委員**：ちなみに、民間では、例えば、東芝やオリンパスでは、クレームが寄せられたら24時間以内に答えなくてははいけないそうです。まず、第一報を24時間以内にお客さんに出しなさいという決まりだそうです。そうすると、夜も寝ないでパソコンで報告書を作成することもあるようです。

**松田委員**：すべてではなく、ある程度限定し、民間のように全部できないかもしれませんが、業務の都合で明日に先延ばししていたようなことも、ある程度、迅速に対応する。苦情を各課に回すと、各課では、通常の仕事ができなくなりますから、専門の相談窓口で行って、各課と連絡を取りながら一番良い方法を選択し、住民のニーズに応じていく。その過程で、職員の対応に誤りがあれば、その職員を徹底的に指導していく方向に持っていかなければなりません。

**松本議長**：民間では、このように取り組んでいますよ、と言った改善に向けた情報発言は続けなくてはならないですね。

**清水委員**：会社だとそういうことが起きれば、まず、アクションを起こします。話し合いから始まります。何も返答がなければ信頼が壊れてしまいます。受け手がアクションを起こして内容等を精査して相手に対して回答する。

**松本議長**：ほかの問題ともリンクしそうな気がしますね。

**佐々木委員**：長野県の須坂市で行っている取組ですが、クレームゼロへ向けてという取組があるようです。市民からクレームがきたら、翌日には、ある程度解決するという日本一クレーム対応が良い市らしいです。このような資料が公開されています。

**松本議長**：今度、事務局にも情報を出してください。

**小田嶋委員**：回答するには、もう一つの力が必要です。担当、係が変わると力がなくなり、いつの間にかうやむやになって消えてしまいます。

**松本議長**：本人の頑張り、ねばりの時間、正確な引継ぎですね。

**松田委員**：公務員では民間のように取り組めないケースが多いようですが、少しでも、民間の取組姿勢に近づこうという努力をしていただきたいですね。

**松本議長**：時間に対する職員感覚の温度差が民間と役場では、隔たりがあるのでそこを縮めてほしいということですね。

**松田委員**：佐々木委員さんが言われたことについては、市だから職員数も多く人材が豊富でしょうから、そういう風にできるんでしょうけど、同じ役所で、そのように取り組んでいる良いところは勉強していただいて、小さい町の難しさはあるでしょうが参考にしていきたいですね。

**松本議長**：進んでいる自治体の取組について積極的に受け入れるという謙虚さがあって

もいいだろうということですね。

**佐々木委員**：町民は、町に期待するところがあると思うのです。その期待感が窓口に行くと外れると腹が立つのだと思います。

**松本議長**：期待を裏切られたということですね。

**佐々木委員**：できないとか時間がないとかではなく、何とかしてもらえないかという気持ちで町民は行くわけですから。

**松本議長**：説明を果たしていなくて理解を求めることも多いようですからね。誠心誠意の説明が必要だということですね。それでは、7番に進みます。

**松田委員**：今は、設置していないですね。庁内の委員会でしょ。

**事務局（高橋課長補佐）**：総合計画を策定し、計画の政策推進ということで委員会を設置しております。

**松本議長**：存続しているということですか。

**松田委員**：評価結果は、公表されていますか。

**事務局（高橋課長補佐）**：会議は、総合計画の取組状況の確認になるかと思いますので、例えば、定期的ではなく、1年ごとの進行状況の管理ではなかったかと思います。

**清水委員**：平成24年度は、実施しましたと書いてありますね。

**松本議長**：5分間休憩します（14：35）

**松本議長**：それでは再開します（14：40）

**事務局（高橋課長補佐）**：これまでの政策評価は、総合計画の見直しということで全般項目に渡って行われていましたが、昨年度は、見直した総合計画の重点的な取組項目について、今年度は、子育て及び産業振興並びに交通政策の3点に絞って、担当課と委員会の委員である宮城大学の先生とで取り組んでいます。その結果は、年度末に町のホームページに公表する予定です。現在、担当課と委員である大学の先生とで調整して取り組んでいます。

**松本議長**：公表は、遅くとも来年の5月頃でしょうね。8番の財政の健全化に移ります。

**松田委員**：町のホームページに公表したとのことですが、公表されているのですか。

**事務局（高橋課長補佐）**：はい、しております。

**松田委員**：健全化計画は見直しているのですか。

**事務局（佐々木課長）**：美里町となってから平成23年度までの計画期間で計画を作成しておりましたので、平成25年度から平成27年度までの計画期間で新たに作っております。

**松本議長**：平成27年までの計画があるのですね。分かりました。それでは、9番目の総合計画推進管理の徹底です。

**松田委員**：見直しが行われたと書いてあるのですが、どこを変えたのですか。

**事務局（高橋課長補佐）**：平成24年度の取組に書いてあるように、まず、予算の体系を政策ベースの予算の体系に変え、進捗状況の自己管理の取組を導入しております。また、人事、財政、行革について、今まで内部でバラバラに取り組んでいたものを一体的に調整しながら進めているところです。

**松田委員**：スプリング、サマー、オータムレビューと記載がありますが、これはどうい

う風に訳せば良いのですか。春の見直し、夏の見直し、秋の見直しと解釈するのですか。

**事務局（高橋課長補佐）**：スプリングレビューは、人事異動があった年度当初である春の段階で1年間の事業計画の内容を確認するものです。サマーレビューは、担当者レベルの施策協議の場として、自己評価に基づき次年度に向けた内容協議をするものです。オータムレビューは、町長と各課における政策協議の場とし、政策に対する取組状況及び方向性等について協議するものです。

**松田委員**：これは美里町の解釈であり、日本語で分かり易くしたら良いのではないのでしょうか。これでは、誰も取組内容が分からないですね。政策であるとか人事等の取組なのでしょうが、もっと分かりやすく。

**松本議長**：客観的に誰でも分かるようなネーミングにしていきたい。これでは、町民の誰も分かりません。次、10番の人件費の見直しということで、会議の冒頭に資料の配布もあり活発に意見が出ると思いますが、端的にお願いします。清水委員さんお願いします。

**清水委員**：立派な資料をありがとうございました。私は、3点ほど出させてもらいます。1つ目として、人件費は職員の定員適正化と直結するものですが、少ない経費で最大の効果を上げるという努力は必要だと思うのです。それから、業務執行の仕組みを変える又は見直しをするという取組が職員の適正化と一体的な取組となっているのか。3つ目は、給与等には人事院勧告に基づいた見直しがあるようですが、町独自で取り組める各種手当等の見直しについては、これまでも行っているようですが継続的な取組が必要ではないか。漠然とした意見かもしれませんが、この3点について考えています。

**松本議長**：ほかには、ございませんか。

**小田嶋委員**：何日か前の新聞に、宮城県の職員の給与情報が掲載されていました。町の人件費というか給与は、県を基準にすると103くらいになっていましたね。

**事務局（日野）**：国を基準とした場合、102くらいです。

**小田嶋委員**：県は、給与を下げると。

**事務局（日野）**：県の基準は、高いです。

**小田嶋委員**：町の給与も下げるとの話は、出ないのですか。

**事務局（日野）**：国は、一時的に給与を削減しており、削減した給与と比較した場合、町の職員の給与のレベルポイントが100をやや超えているという状況にあります。

**事務局（佐々木課長）**：国が震災復興の財源の創出のために、1年間だけ平均7.8%下げています。来年度になったら戻ります。そうすると町の給与のラスパイレス指数は94に下がります。

**小田嶋委員**：県は、震災時に下げたのですか。

**事務局（日野）**：そうですね。県は、一時的に下げています。今もそうです。

**松本議長**：下げ幅はいくらですか。

**事務局（日野）**：下げ幅については、手元に資料がありませんのですぐには分かりません。

**松本議長**：後で構いませんから、県の下げ幅を教えてください。

**松田委員**：人件費は総額で下がっていますよね。ただし、平成23、24年度の実績で時間外勤務手当が増加しています。これは震災の影響ですよ。それがなければ、かなり

減っていますよね。

**事務局（日野）：**時間外勤務手当の6.6%上昇分の中には震災分は含んでおりません。

**松田委員：**平成23、24年度の時間外勤務手当支給が、平成22年度と比較するとおよそ半分近く増えていますよね。これは、震災の影響ではないのですか。

**事務局（日野）：**震災の災害復旧に関する時間外勤務手当は、別にもっとあります。この資料の金額は災害復旧以外の時間外勤務手当です。

**松田委員：**職員を減らした分、皆さん時間外勤務手当をもらっているということになるのですか。職員数は、かなり減っていますね。260人でしたか。

**事務局（日野）：**現在、264人です。

**松田委員：**これまで、年に10人ぐらいずつのペースで職員数が減っていますよ。目標は260人だから達成するでしょうが、その結果、職員数が少なくなった負担が時間外勤務手当に変わっているのでは、本質的に何も変わってないのでは。

**清水委員：**時間外勤務手当にしわ寄せがいつている。

**松本議長：**一部の職員の収入が増える。

**清水委員：**見直しに向けた取組を行っていかないと駄目だということです。

**松本議長：**結果として、そのとおりになってないということになりますよね。

**清水委員：**総額として、今までと変わらないのでは、そうなりますよね。

**事務局（日野）：**平成23、24年度の場合、時間外勤務手当の支給増加要因の全部が職員数の減少ということではなく、震災の影響で自分の本来の業務にも影響し、時間外勤務手当の割合が増えてきたのではないかと考えています。災害復旧の時間外勤務手当ではなくて、震災に関連した業務の増加により本来の自分の業務時間を確保できずに、時間外勤務手当の支給に繋がったものではないかと考えています。

**松本議長：**皆さん、納得できましたか。

**清水委員：**言いたいことは、分かるような感じはするのですが、震災復興関連の業務が通常業務に上乘せされて、時間外勤務手当にせざるを得なかったというのは、あり得るかと思えます。

**松本議長：**清水さんの質問に対して、新たに疑問が生じない回答だと良いですね。

**清水委員：**職員数を減らしたことに伴って、その業務はどのようになったのか。しわ寄せはどこかにいくのではないですか、と聞いたかったわけです。時間外勤務手当が増加傾向にあります。本来、業務体制に負担を掛けないような業務の見直しを行っていかないと職員数を減らした意味がないのではないかとということです。やらなくてはならない業務のための職員はきちんと確保し、減らすことはないのですよ。

**松本議長：**行政サービス低下に繋がるのではないかとということです。

**清水委員：**そのほかに、無駄がないかということです。

**松田委員：**震災時の時間外勤務手当を含んだ総額は、どのくらいになりますか。

**事務局（日野）：**今すぐには、回答できないのですが。

**松本議長：**では、後でお願いします。

**千葉委員：**職員数を減らして、どこかにしわ寄せがきているかということですよね。前にも議論したと思いますが、外部委託が相当増えてきているようです。職員数を減らした

分の経費が外部委託する経費に回っていると思います。単純に人件費がいくらかでは分からないですね。そういった取組ともリンクして確認しないと、業務の優先順位に対して、社会福祉協議会とかに外部委託している業務経費と職員人件費をトータル的に把握できないと何とも言えないと思います。

**松田委員**：職員数が減るから外部に委託するということでしょうか。

**事務局（佐々木課長）**：職員数が減るからということはありません。仕事量が変わらないという前提ですが、今までの業務を今までどおりに行おうとするとできなくなるので、委託化を進めなければならないという状況になります。

**松田委員**：委託は、経費を抑制できるという考えであり、委託した結果、経費が上がるのでは意味がないです。

**松本議長**：外注は、コストダウンが目的ですから。

**千葉委員**：そういう意味で、トータル的に確認しないと分からない。

**松本議長**：11番目の補助金等の抜本の見直しについてです。

**松田委員**：補助金に関する資料を以前いただかなかったですか。

**松本議長**：一覧表みたいなのはできているのですか。

**事務局（高橋課長補佐）**：はい。毎年度、作成しております。

**事務局（佐々木課長）**：この時期に、補助金等の要請書を提出してもらいます。

**松田委員**：どれくらい請求してくるのですか。見直しが33団体となっていますが。

**事務局（高橋課長補佐）**：見直した結果は33団体です。補助金及び負担金では、240件くらいです。補助金だけではなく、外郭団体のほかにいろいろな団体への負担金も含めての数になります。要請書を提出してもらうような純粋な補助金は多くはないです。

**松田委員**：地区への補助金も含んでいますか。

**事務局（高橋課長補佐）**：そういうのも一つの団体への補助金として含んでいます。例えば、地域に対するものであれば、衛生組合への補助金もあります。

**松本議長**：出るものだけではなく、入るものの両方を審査しているのですか。

**事務局（高橋課長補佐）**：町の歳出に関するものだけです。

**松田委員**：200件以上あるのですか。

**事務局（高橋課長補佐）**：およそ240件くらいであったと思います。

**事務局（佐々木課長）**：例えば、社会福祉協議会や体育協会とか団体への補助金については、それほどの数ではありません。

**松田委員**：少し話しがずれるかもしれませんが、社会福祉協議会に補助金を出していると思いますが、税金のように町民から1,200円を集めていますよね。そういうことも問題になっていますよね。補助団体に関するそのような細かなこともあると思います。

**松本議長**：先ほどお話しした、入ると言ったのはそのことです。サービスに直結し、反映されていないということが多いということですかね。難しい問題ですね。

**清水委員**：補助金の交付の仕方について、取組と課題の中に補助金について法令外負担金審査会で審査しましたとなっていますね。補助申請に基づいて審査して交付したと捉えられたのですが、交付した団体の取組成果を報告させる必要があるのではないかと思います。成果報告を受けているのか。併せて、ヒアリングと記載がありますが、ヒアリングを



しっかりやるのが大事かと思います。補助金制度を有効視点により精査し、有効な活用ができない団体への助成は、停止するような見直しを厳正にやる必要があります。申請すれば承認されるような感じに捉えたので、もっと踏み込んだ方法での取組が大事だと思います。

**松本議長**：ちゃんと取組成果があるのか聞かなくて良いですかということですね。

**清水委員**：そう言うと少しきつく聞こえるかと。

**忽那委員**：少しよいですか。このように一つひとつの項目を確認していたら、何時間あっても時間が足りないと思います。私は、時間がなくてすべての項目を確認してきませんでした。これまで、私たちが会議で議論してきた項目を中心に考えてきました。それらの取組項目への意見をさらにどのように膨らませて、美里町の行革の取組に活かすかを考える日なのかと思っていました。以前、確かに一つひとつと言ったものの、まずは、何か一つの取組について、きちんとまとめて町に提出したいと思っています。こうやって一つひとつ行っていたら時間もなくなります。そうであるならば、4月の段階からこのようにやれば良かったと思います。今になって、一つひとつ行っても相当な時間が掛かりますよね。

**松田委員**：今になって気が付いたのですが、コメント欄が空欄だと問題なしということになりますから、やはり、全部の項目に意見を確認する必要があると思います。ですから、そのために議論のスピード上げています。

**松本議長**：佐々木さん、お願いします。

**佐々木委員**：私たちは、行政改革の委員です。2年間のうち今年度の会議は、今日も含めて3回です。改革を推し進めなくてはならないわけです。委員皆さん、それぞれ意見はあると思うのですが、改革を推し進めるフィールドまで持っていけないといけなないと考えますから、忽那委員さんがおっしゃったように。

**松本議長**：改革に向けた取組がずれていると思ってはいませんが、時間的にゆとりがないのは確かです。前回、お話ししたように話しを進めていくと前の議論した項目に戻ってしまうことがあります。なぜかという、リンクする部分が多いからです。一つの出た問題に対してリンクする部分が多いのであれば、何がどのようにリンクしているかの現状把握は必要であり、全体を確認する必要があります。ですが、議論する時間が足りなくなるでしょうから、冒頭、お話ししたように12月中に事務局へ意見を提出していただきたい。

**佐々木委員**：前回まで議論した委員のコメントが出ているわけですから、ここを解決するとリンクしているところが全部解決するとか。ここが改革されると別なところへも波及するとか、そのような取組が結構あると思います。二重丸の付いている重点項目について改革したところ、議論していなかった項目にも関連し、解決策に導かれることもあります。そのために、今期の会議当初に二重丸の取組項目のここを解決すれば他の項目も改善するからその取組を中心に議論しましょうと委員会で進めてきたわけです。もちろん、全体的な取組項目について確認すべきであると理解していますが、その重点項目について、まず、早期に解決するために取組を推進していかないと全体的な解決も進まないと思います。

**松本議長**：コメント欄だけではなく、P D C Aの仕組みはありますが、平成24年度に

行った取組で良いのかについて、今後、何年間か取り組むわけですがどこで問うのか。例えば、継続してこのまま取り組みますよ、ということでは最後のチェックの部分で十分ではないと思うからこそ、再確認したかったものです。

**松田委員**：11番の法令外負担金審査会というのがありますね。この委員会は、どういうものなのですか。

**事務局（佐々木課長）**：別に外部の人が入っているわけではなくて、庁内の審査会です。会長は副町長、その他に数人の課長で構成し、補助金について提出された要請書を書面で審査をする。審査基準があるのでそれに基づいて審査し、交付する目的、算定基準、実績はどうなのか確認し、補助金の要請を継続している団体については、前年の実績を鑑みて行っています。

**松田委員**：33団体を見直したというのは、大幅な見直しですか。

**事務局（佐々木課長）**：近年は、そうではないです。前年の交付額と同額以下ということです。

**松本議長**：12番の1、公共施設の統廃合及び12番の2がありますが、ほぼ同じ内容なので一緒に議論したいと思います。

**松田委員**：教育関係ですね。

**小田嶋委員**：老朽化施設の計画的な統廃合についてですが、統廃合は良いのですが、教育施設の不動堂中学校のプールが使用できない問題があります。このことについて、町議会でなぜ声が上がらないのか、私は、大変不思議に思っています。ぜひ、進めていただきたい工事です。子どもにとって必要な施設だと思っています。

**松本議長**：それでは、13番です。コメントをお願いします。

**松田委員**：この間、共産党のチラシが入っていたので見た人もいると思いますが、民間業者に委託して2,255万円支払うという記事が出ていました。共産党は、予算に反対したと書いてありました。平成27年までに3年間で2,255万円支払うのですか。

**事務局（佐々木課長）**：納付呼びかけのコールセンターの件だと思います。

**松田委員**：コールセンターというのは、大きな施設の一部を利用するのですか。

**事務局（佐々木課長）**：税金の納付呼びかけをする仕事を町で委託したものです。

**松田委員**：要するに、払ってないから払ってくださいということですか。

**事務局（佐々木課長）**：そうです。南郷庁舎に事務所を構えて、そこに専門のコールセンターの職員が来て、電話を掛けます。

**松田委員**：年間、一人当たり300万円くらいですか。

**事務局（佐々木課長）**：金額は忘れてしまいましたが、常時3人くらいで納付をお願いする呼びかけの電話をします。

**松本議長**：ほかに13番に関してありませんか。徴収率のアップですね。

**松田委員**：それだけの成果が見込まれるか、職員が従事できないからですかね。

**松本議長**：それでは、14番の施設使用料等受益負担金の見直しについて。

**松本議長**：意見がないようであれば15番に入ります。15番の販売促進強化について、駅東の分譲のことかと思うのですが、コメントがあれば伺いたいと思います。

**小田嶋委員**：質問があります。石巻地域からだいぶ駅東地区に転入しましたよね。現在

でも、引き続き売れていますか。

**事務局（高橋課長補佐）**：売れているようです。去年は60件くらいの契約数であったと思うのですが、今年は、80件くらい契約ができそうだという話を聞いています。

**小田嶋委員**：売れ行きは、衰えていないということですね。

**事務局（高橋課長補佐）**：そのように思います。

**松田委員**：練牛団地は、残り2区画だけですね。

**松本議長**：分譲計画に対して進捗率はどれくらいですか。区画整理組合だから解散できるのかできないのか、できなかつたら町民の負担が発生しますか。

**事務局（佐々木課長）**：組合は、解散し公社で分譲しています。

**松本議長**：頭が変わっただけですよ。成果は出ていますか。負担は大丈夫ですか。

**事務局（佐々木課長）**：町としての負担は、周辺道路とかの整備で終わりです。ですから、例えば、売れ残りがあつたとしても、特段、町が責任を負うというものではないです。

**松本議長**：町民の負担になることはない。

**事務局（佐々木課長）**：公社が分譲しており、町で直接販売しているわけではないですから。公社とは、宮城県の住宅供給公社です。

**松本議長**：公社には、町でどれくらい出資しているのですか。

**事務局（佐々木課長）**：出資額までは、今は分かりかねます。

**松本議長**：出資に対して責任がなければいいですが、公社が解散した場合、そういうことにならないことを祈っていますが、まず、町民のリスクはないということですね。

**千葉委員**：せっかくですから、個人住宅は震災後かなり売れていて、どんどん家が建っている震災特需があるのは間違いないですね。そんな中で、駅東地区のほとんどの区画を処分できていないのがメインストリートに沿った事業用地だと思います。例えば、スーパーとかを当て込んでいた用地がメインストリートにあると思いますが、手付かずで売れていないですね。地区の顔の部分が抜けていることになります。私は、毎日、その道を通っていて感じるのですが、一区画の面積が非常に大きいわけですよ。現在の状況を踏まえると大きな一つの区画を細分化し、いろいろな事業者が入りやすいように、町として公社に対して提案するということがあつても良いのではないかと思います。当初は、恐らくスーパーとかをイメージしたのですが、スーパーの立地も難しいようですから。

**松本議長**：商業施設も含めて、組合は解散したのですね。

**千葉委員**：もちろん、そうでしょうね。

**松本議長**：棚上げにして解散したわけではないでしょうから、こちらには何も責任はないですね。

**千葉委員**：町にも区画整理組合にも責任はないでしょうが、せっかく、あれだけ立派に団地を整備したわけですから、町の活性化という意味では大切ですよね。

**松本議長**：16番の未利用地の取組に関連し、リンクすることになるのかと思います。

**忽那委員**：その話で、当初、ヤマザワが来るという話がありましたよね。

**松本議長**：まったく動きが見えないですね。

**千葉委員**：コンビニくらいなら。もう少し分譲面積を細分化し、今のような600坪とか大きいスペースはいらぬ。もう少し、コンビニとかでも進出できる面積にすれば、出

店の可能性もあると思うのです。

**忽那委員**：コンビニとかは、欲しいですね。

**千葉委員**：そういったことを町として公社に提案したら良いのではないかと思うのです。

**松田委員**：町としては、分譲地の売上げは公社に入るので、住宅を建設する手続と住民になったということだけですか。

**事務局(佐々木課長)**：道路、街路灯、防犯灯等の整備は、町が行わなければなりません。

**松本議長**：固定資産税及び住民税が入りますよね。転入が少ないと住民税がさっぱり増えないから、なんとかならないかということですね。

**松田委員**：練牛の分譲地はどうですか。

**事務局(佐々木課長)**：町で開発し、町で直接販売しているので、お買い上げいただければ、町の収入になります。駅東とは、販売方法が違います。

**松本議長**：16番の未利用地の売却活用とリンクすると先ほど言いましたけれども、これは既存の住宅地という格好ですね。

**事務局(佐々木課長)**：例えば、未利用地については、結の郷があります。使用しなくなった土地及び建物を再利用するのか、又は売却するのかという判断をし、処分します。

**松本議長**：公募入札ということですね。17番の企業立地の推進です。南郷地域に加工場が進出しましたが、これと同じ取組だと思えます。コメント等がありましたらお願いします。

**清水委員**：企業誘致と謳っていますが、美里町がどのようなまちづくりをしたいのかが、まず、根幹にあるかと思えます。このことが、一番大事であると思えます。そして、どのような方向性で進めていくかです。いろいろな方向性があると思うのですが、いわゆる、町政に関わる議員さんとかも含め、いろいろな人と接する機会がある方は、企業の方と接点を持ち、連携を取りながら多くの場面で提案をしていけば良いのではないかと思います。外に視点を向けて、取り組んでいこうとする町全体の姿勢が大事なのかと思えます。そういった取組から、町が自ら発展することができる町になっていくものと思えます。町外に向けた取組及び情報発信が大事であると思えます。

**松本議長**：情報発信していくのが良いということですね。

**松田委員**：16番に戻って悪いのですが、遊休土地売却とありますが、これは売却予定とあるのでこれからの取組ですか。

**事務局(佐々木課長)**：予定しておりますが、まだです。

**松田委員**：その物件は、どれくらいの面積ですか。練牛団地の分譲地2件も含んでいるのでしょうか。

**事務局(佐々木課長)**：練牛の分譲地以外の、例えば、幼稚園や保育園の跡地とかです。

**松田委員**：練牛小学校の跡地も該当しますか。

**事務局(佐々木課長)**：そうです。

**松田委員**：町のホームページとかに情報を掲載しないと誰も分からないですね。例えば、企業が物件を田舎で探していれば目に触れ、検討してもらえる機会が増えるでしょう。

**松本議長**：詳細が見られるように、インターネットとかに情報を出しているか。物件があるというだけではどうにもならないので、何をどのようにアクションを起こしているの

か明確になっていないということですね。

**小田嶋委員**：土地利用のことですが、私の行政区の県営住宅で1戸当たり1台分の駐車場が確保されていますが、今は、一家に2台、3台の車があるのが当たり前という時代で、車が路上等に溢れ出ています。町有地に路上駐車されています。これはなんとかならないか、再三、話しているのですが、駐車場に空きがあっても町道に放置されているのが現状です。その場所を有料駐車場にしたらどうかと以前から提案しています。私自身、行政区長として、再三、注意する文書を町の広報紙と一緒に配布しているのですが、一向に改善されない状況にあります。

**松本議長**：違法駐車をする人たちがいて迷惑している。その周辺の遊休土地があるのだから有効利用するべきだということですね。

**小田嶋委員**：車を停めている場所は、駐車場にしても良いくらいのスペースがあるので。

**松本議長**：そういう方法も検討してくれないかという話ですね。苦情ですね。7番とリンクしますね。

**小田嶋委員**：取り締りがあつたら私たち地区の人たちが困ると思います。

**松本議長**：消防車が入れない2次災害等のこともありますね。

**小田嶋委員**：住民同士でトラブルが起きていることもあります。

**松本議長**：常識を逸脱しては、いけませんね。対策を講じなくてはいけないですよ。ある種の違法行為です。

**松田委員**：それを文書にして、提案箱に出したらどうですか。

**松本議長**：リアルな提案になるので出された方が良いでしょう。それでは、18番のその他の広告収入の確保についてです。

**松田委員**：広報紙で140万円くらい収入があるようですが、掲載スペースをもっと増やすことを考えると。町のホームページも広告募集しているようですが、町のホームページの広告掲載料は含まれていますか。

**事務局（高橋課長補佐）**：140万円の収入の中に含まれております。

**松田委員**：140万円の中に含んでいる。いくらずつか、分かりますか。

**事務局（高橋課長補佐）**：今は、ちょっと分かりません。

**松田委員**：では、結構です。

**松本議長**：電柱とかのほかの広告についても含んでいるのですか。電柱1本当たり1,800円くらいでしたかね。

**事務局（高橋課長補佐）**：別になります。

**松本議長**：別の項目ですね。分かりました。19番の水道事業の健全経営化。これは、かなり大きな問題ですが、旬のテーマですね。委員皆さんのコメントをお願いします。

**松田委員**：浄水場の委託先は、どこでしょうか。

**事務局（佐々木課長）**：水ing株式会社という業者に委託しています。

**松田委員**：下水道事業もですか。

**事務局（佐々木課長）**：すべてではありませんが、萱場工業株式会社に委託していると思います。

**松田委員**：上水道事業で1番大切なのは、水質の維持管理ですね。そのほかに、災害又は防犯対策です。

**小田嶋委員**：合併したことで南郷地域は水道料金が下がったのですか。

**松田委員**：この間から、下がっていますね。

**小田嶋委員**：昔、旧松山町と旧南郷町が日本一水道料金が高いと言われていました。

**佐々木委員**：結構、料金が下がって、助かっています。

**松本議長**：そのままということが良いですか。20番は、町立病院のことですね。清水委員さんどうぞ。

**清水委員**：住民及び職員の検診を実施していますね。ほかの病院では、一般企業の健診も行っているようです。収入の確保に向け、そのような取組を推進してはどうかと思います。

ただし、病院は広告を出せないの、うまくPR活動の方法を検討してはどうか。

**松本議長**：分かりました。それでは20番まで終わったということで。一応、原則として12月までにコメントを書いて出してください。

**松田委員**：21番以降の取組についてですね。

**千葉委員**：委員会は、残り2回しかないですよ。町長へ意見を提出すると思いますが、私が持っているのは、前回の行革委員会が提出した平成24年3月15日の意見書なのですが、会長さんとして、どのようなイメージで報告をまとめるつもりか聞かせていただければと思っています。

**松本議長**：まず、目的及び目標並びにスケジュールを可視化した実施計画の書式を作りました。その計画書の委員コメント欄を埋めるためにホワイトボードも用意し、意見を篩に掛けて精査する。その内容をまとめて3月に提出する答申書を作るという格好です。

**千葉委員**：今年度、議論を重ねてきましたが、残り1、2回の会議で今までのようにはばっと早足で議論して、果たして立派な意見書が出せるのかどうか、私も不安なところがあるのです。来年度、平成26年度も任期があるのですから、今まで議論してきたことをまとめて出すことも必要でしょうから、会長さんとして、どのようなイメージなのか聞いたのです。

**忽那委員**：これから意見を出して、また、篩に掛けてという時間的なゆとりはないです。また、精査した内容について、これから1年間議論するわけではないので、先ほどお話ししたように、これまで半年間議論し意見のある取組項目について、意見をまとめ、まずは提出すべきだと思うのです。細かいことを行っていたら時間も足りないし、精査している時間もなくなります。これまで議論してきた項目の意見をまとめたいです。町に提出した後、来年、今年行えなかった取組項目等について検討するということはできると思います。今から、一つひとつの取組項目の確認を行っていたら、時間が足りなくなります。申し訳ないですが、私は、一つひとつの取組項目について確認していないですからね。意見を求められるとは思っていませんでした。まず、まとめに入りたいと思います。残り2回しか会議がないのですよ。

**松本議長**：そのような意見もあるでしょうが、取組項目についてはリンクし関連する取組もあるでしょうから全体を確認する必要があるでしょう。今までは、全体を見通せる取

組を実施してこなかったと思います。ですから、少数意見だからオミットということではなく、それで良いのか確認することが必要かと思います。

**忽那委員**：佐々木委員さんがおっしゃったように、今まで、私たちが行ってきたことで取組を推進又は発展させることができる意見があると思うのです。これからも、細かく確認するのですか。これまでも、行ってきたではないですか。結局、今日も一日掛けて取組項目の意見出しをしましたが、次の会議では、まとめに入らないと時間的に間に合いませんよね。残り2回しかないのですから、次回まとめに入るためにも、私は、今日みたいに委員会コメント欄に書いて出す気はありません。とにかく、まとめに入りたくいわけですよ。

**松本議長**：まとめに入るには、資料等が少ないと私は思っています。十分ではない。

**忽那委員**：それで、まだ意見を出させるのですか。

**松本議長**：出させるとかではなくて。

**忽那委員**：いいえ、今日も意見を出していますし、これからも出してほしいとしてしまつたら、ものすごく膨大な量になりますよね。それをどのようにしてまとめるのですか。

**松本議長**：意見の提出は強制ではございませんので、ないならないで結構です。あるなら出してください。

**忽那委員**：明らかにさせと申すでしょう。そして、結局、ないならないで、なぜ意見が出てこないのかと次回に言うのではないですか。

**小田嶋委員**：意見がないのであれば、それはそれで、良いのではないですか。

**忽那委員**：これ以上、資料を増やして、どのようにしてまとめていくのですか。

**佐々木委員**：1番大事なところが落ちているのではないかと思うのです。皆さんから貴重な意見が出ているわけですよ。この意見が来年度に向けて、各課に情報が流れるわけですよ。例えば、総務課のこの取組項目については、このように活動してはどうですか。改善案を委員会に報告してください。という流れで、来年の3月までに私たちが検討しなくてはならないと思うのです。

確かに、私たち委員会の声を受けて、このように実施計画書の様式を総務課が見直して町で取組管理を進める形は見えましたが、それでよしという風になるのではなく、いやいや、そこから重点課題への具体的な取組の吸収ですよ。例えば、ここの取組が足りないの、もう少しこれをこうして欲しいというのを残り2回で検討していかないと、せっかくの貴重な意見がどっかにいってしまうのではないかと心配です。委員会での意見に対して町の中できちんと活動してもらえないと改革に繋がらないです。一つの取組でも成功事例ができれば、来年度、また同じように、42項目の中から重要課題を抜き出して重点テーマとして委員会で取り組んでいくことができます。

**松本議長**：今、そのモデルを作るために全体を確認し、時間的な制限がある中でも実現しようと苦しんでいます。

**忽那委員**：まとまっていけないような気がします。

**松本議長**：今まで、このような取組管理が行われてこなかったわけですから、行政改革を実現するためには、肝心の最初のこの部分をきちんとしなくてはならないと思うのです。

**千葉委員**：私のイメージでは、次回の会議で意見書の原案というものを出示してもらって、

皆さんで揉んで、その結果、修正したものについて今年度最後の委員会で出されて確認し、確認したものを町長に提出するというのが、スケジュールだと思うのです。次回、引き続き残りの項目を議論しているのは原案ができないですよ。

**松本議長**：次回の1月の会議においても、このことについてすべての時間を費やすつもりはありません。先ほど話したように、12月までにコメントについて箇条書きで意見のある方は出していただいて、それらの意見をたたき台にして答申案を作りたいと思っています。委員皆さん一人ひとりの意見が反映されたものができるかと信じています。よろしいですか。

**忽那委員**：どうして、どんどん広げていくのですか。まとめと言うのは、まとめるのですよね。このままでいったら、どこでどのようにまとめるのですか。全部の取組項目にコメントを書いていたら、どれだけ時間が掛かるのですか。今まで、4回の会議で重点項目を中心に話し合ってきたはずですけど、まずは、それに対してまとめて出すべきではないでしょうか。それが、私たちに与えられた使命だと思うのです。確かに、取組全体について皆さん言いたいことはあると思います。でも、今の進め方では、まとめる範囲がどこまでも広がっていきますよね。どのようにしてまとめるのですか。会議は、残り2回ですよ。今回は、前回までのものをまとめてもらった資料でまとめに入りたいです。

**松本議長**：確かに、時間がないですね、貴重な意見をありがとうございます。次回の1月の会議は、いつにするのかを決めたいと思います。

**松田委員**：少しよいですか。忽那委員さんや佐々木委員さんの言いたいことは分かります。私は、こう思うのです。とにかく、まず、委員の意見を全部出して、まとめは3月までに事務局にお任せする。いろいろな意見がある中で、一字一句についてこの委員会の中でまとめるのは容易ではありません。私たちは意見を出して、まとめは事務局で作成してもらおうということで、事務局にお願いできますか。

**事務局（佐々木課長）**：まとめですか。

**松田委員**：何のために意見を出させているのか。委員は、まず、意見を全部出して、その意見の方向性から事務局でまとめて素案を作成する。そうしたら、時間的にも何とかまとまるでしょう。

**松本議長**：そうですね、せっかく委員会のコメント欄のあるフォームを作ったのですから。

**松田委員**：今日、事務局の担当者が欠席されていますが、高橋課長補佐はどう聞いていますか。そういうことでしょ。

**事務局（高橋課長補佐）**：委員会としてそのような考え方であれば。

**松田委員**：我々は、意見をどんどん出して、まとめてもらう。時間的にそれしかできないです。それでいいのではないのでしょうか。逆に、当たり前だと思いますよ。事務局は、専門家なので、我々は、まず、どんどん多くの意見を言って、その意見の方向性から事務局にたたき台を作成してもらおう。そうであれば、残り1回か2回の会議ですが、委員皆さんで議論し、チェックすればまとまるでしょう。委員会の中でそれぞれの意見から文章をまとめるというのは難しいと思います。今まで重点項目を中心にやってきましたけど、やはり、よく読むと気が付かなかったことがいっぱいありますからね。コメント欄を



空欄にすると何も意見がないじゃないかと言われると困ります。そういうつもりで、私は意見を出しています。

○松本議長：説明の中で言葉が足りなかったところがあるかもしれませんが、松田委員さんが言われた意見とまるっきり同じ意見です。

○松田委員：時間もありませんから、それでどうでしょうか。

○松本議長：とにかくここまで議論を進めてきたのですから、このような格好で進めていきたいと思えます。

○松田委員：時間を考えたら私たちだけではまとまりませんよ。

○千葉委員：町長から大きいタイトルで3項目について諮問いただいているので、その取組について重点的に検討し、その検討結果についてはこうですよ、というイメージでしたので42項目すべてを検討する必要はないのではないかと思います。

○松田委員：それは違うのではないですか。やはり、全項目についてある程度確認し、答申書に付けるべきですよ。

○千葉委員：最初からそのように取り組めば良かったですね。

○松田委員：諮問に行政改革全般の取組とも書いてありますよ。

○千葉委員：前回の委員会では、17くらいの項目しかなかったと思います。

○松本議長：時間もかなり経過しましたので、次回、1月の会議日程を決めたいと思います。1月は町長等の選挙があり1月19日ですか、それ以降になりますね。1月24日の金曜日で御都合はよろしいでしょうか。時間は、今日と同じ13時30分から2時間とします。本日は、貴重な御意見ありがとうございました。12月中に委員のコメントを提出していただける方は事務局に出してください。そうすることで、3月にはまとまる格好にしたいと思えます。以上をもって、会議を終了します。本日は、大変ありがとうございました。

上記、会議の内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

平成26年1月24日

会 長 松本 啓

副会長 松田 政浩

委 員 小田 鳩 穂

委 員 佐々木 敬子

委員 忽那香茶子  
委員 清水五郎  
委員 干葉敬記